

いじめのない え が お が っ こ う 笑顔あふれる学校を



旭川市立雨紛小学校

年 組 氏名

1

はじめに

みなさん、いじめを防ぐための国のきまり『いじめ防止対策推進法』が平成25年につくられたことを知っていますか？

いじめられた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長をさまたげたり、ときには、いのちや体にとっても大きな危険を生じさせたりすることがあります。

この国のきまりは、そのようないじめを防ぐためにつくられ、児童はいじめを行ってはいけないと決めています。そのため、全ての児童が安心して生活できるよう、学校の中や外に関係なく、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また、学校や学校の先生方、家の人がいじめを防ぐことなども決められています。

学校は、いじめを防ぐためのきまり「学校いじめ防止基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとする先生方が中心の「いじめ対策チーム」によって、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見付ける取組をします。また、いじめがあると分かったら、いじめをなくすためにすぐに対応します。いじめの内容によっては、スクールカウンセラーなどの学校以外の専門の人に相談することもあります。

家の人は、自分の子どもがいじめを行わないようにしたり、もし、自分の子どもがいじめを受けたときは守ったりします。また、学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力します。

児童のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちを持ち、友達や先生方、家の人など、身の回りの人たちと力を合わせて、みんなでいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

さんこう
参考にしよう

あさひかわし ほうしきほんほうしん
旭川市いじめ防止基本方針 P1, 2

がっこう ほうしきほんほうしん
学校いじめ防止基本方針「はじめ

2

いじめとは

いじめの定義 ていぎ (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等
 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与
 える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の
 対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

つぎ
次のようなことは「いじめ」です

- 悪口やらんぼうな言葉など、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、知らないふりをされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- 物をかくされたり、こわされたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしている物をとられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など

さんこう
参考にしてよう

あさひかわし ぼうしきほんほうしん
旭川市いじめ防止基本方針 P4～6

がっこう ぼうしきほんほうしん
学校いじめ防止基本方針 P3

3

いじめが^{おこな}行われないようにするために

こんなことを^{こころ}心^{せいかつ}がけて生活します

- いじめは、「人^{ひと}として^{ゆる}許されない」という^{つよ}強い^{こころ}心をもちます。
- 友だちのよさや、自分^{じぶん}とのちがいを^{みと}認めます。
- 相手^{あいて}の気持ち^{きもち}を考えて、話^{はな}したり^{こうどう}行動したりします。
- 社会^{しゃかい}のルールや学校^{がっこう}のきまりを守って、落^おち着^ついた生活^{せいかつ}をします。
- 友だちと協力^{きょうりょく}しながら係活動^{かきかつどう}や行事^{ぎょうじ}に進^{すす}んで取^とり組^くみます。
- 体験活動^{たいけんかつどう}やボランティア活動^{かつどう}に取^とり組^くみ、友だちと仲^{とも}よく^{なか}します。
- パソコンや携^{けいたい}帯電話^{でんわ}、スマートフォンは、ルールを守^{まも}って使^{つか}います。
- 自分^{じぶん}や友だち^{とも}を大^{たい}切^{せつ}にします。

さんこう
参考^{さんこう}にしよう

あさひかわし ほうしきほんほうしん べっさつ
旭川市いじめ防止基本方針 別冊
「児童生徒^{じどうせいと}が主体^{しゅたい}となったいじめの
ほうしとう とりくみ
防止等の取組」P3

がっこう ほうしきほんほうしん
学校いじめ防止基本方針 P9



4 いじめを受けた、見た、聞いた、相談を受けたときは

まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 学級担任、副担任の先生方に相談
- 養護教諭、学年の先生方などに相談
- 校長先生、教頭先生に相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友だちに相談
- そのほか、相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- 学校のいじめアンケート調査に記入
 - 学校以外の相談窓口で電話
- (＊くわしくは6ページ)

など

さんこう
参考にしよう

がっこう ぼうしきほんほうしん
学校いじめ防止基本方針 P15



5

いじめを防止するための児童会の取組

○雨うぶん紛しょう小 なかよしあたりまえ4か条
○いじめ撲滅ほくめつせんげん宣言 ○きらりん運動うんどう

○いじめ防止標語ほうしひょうごつくりづくり
○全校遊びぜんこうあそび



さんこう
参考にしよう

旭あさひかわし川市いじめ防止基本方針 別冊
「児童生徒が主体となっじどうせいとしゅたいたいじめの
防止等ほうしとうとりくみの取組」P 5, 10~15

学校いじめ防止基本方針 学校いじめ防止プログラム

雨うぶん紛しょう小学校 いじめ撲滅ほくめつせんげん宣言

- 一、雨うぶん紛しょう子は、いじめを自め指さします。
- 一、雨うぶん紛しょう子は、いじめを見みて見みぬふりをしません。
- 一、雨うぶん紛しょう子は、相手あいての考かんがえをよきく聞きいて自じ分ぶんの考かんがえも言いえるようにします。

6

いじめを相談そうだんしたいときは

いじめを受うけたり、見みたり、聞きいたりしたときは、先生せんせいや家族かぞく、友達ともだちなどに
相談そうだんすることが大切ですが、よく知しっている人ひとには相談そうだんしにくい場合もあるか
もしれません。そういっばあいた場合でも、相談そうだんできる場所があることを知しっておく
ことが大切たいせつです。

さんこう
参考にしよう

旭あさひかわし川市いじめ防止基本方針 別冊
「児童生徒が主体となっじどうせいとしゅたいたいじめの
防止等ほうしとうとりくみの取組」P 6

学校いじめ防止基本方針 P 14

学校いじめ防止基本方針 資料⑤

おも そうだんまどぐち
主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

＜電話番号＞ 0120-126-744（いじめなしよ）
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

＜電話番号＞ 0120-677-110
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方方法務局）

＜電話番号＞ 0120-007-110（ゼロゼロなの ひゃくとおばん）
＜受付時間＞ 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞ 0166-31-5511
＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

＜電話番号＞ 050-3383-5566
＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

＜電話番号＞ 0166-46-5243
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞ 0120-3882-56
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）
＜受付時間＞ 毎日24時間
＜メール相談＞ sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Webサイト＞ <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞ 011-231-4343
＜受付時間＞ 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

＜電話番号＞ 050-3786-0799 または #8891
＜受付時間＞ 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）
＜メール相談＞ sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立雨紛小学校 電話 0166-61-6817